

古物営業者の皆さん へ重要なお知らせ

平成 30 年 4 月 25 日に「古物営業法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 21 号。以下「改正法」といいます。）が公布されました。

この法律は 2 段階施行になります。施行日と内容は次のとおりです。

● 6 月を超えない範囲で施行（1 段階目）

・ 営業制限の見直し

現在は、営業所又は相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることが出来ませんが、施行後は、事前に公安委員会に日時・場所を届出すれば仮設店舗でも古物を受け取ることができるようになります。

・ 簡易取消しの新設

現在は、古物商が 3 月以上所在不明の場合、公安委員会が聴聞を実施し、許可の取消しを行っていますが、施行後は、古物商等の所在を確知できない場合には、公安委員会が公告を行い、30 日を経過しても連絡がなければ許可の取消しができることとなります。

・ 欠格事由の追加

現在の欠格事由に加え、暴力団やその関係者、窃盗罪で罰金を受けた者も欠格となります。現在、**許可を受けている方も対象**になりますので、該当する場合は、許可の取消しになる可能性があります。

● 2 年を超えない範囲で施行（2 段階目）

・ 許可単位の見直し

現在の都道府県ごとの許可から主たる営業所の所在地の公安委員会の許可に変更になります。

重要(必ず読んでください。)

次の手続きを行っていないと、現在所持している許可が失効し、それ以降、営業すると無許可営業になります。

2年を超えない範囲で施行になった以降も営業を継続する方は必ず下記の記の手続を実施してください。

- 1段階目が施行になってから2段階目が施行になるまでの間に主たる営業所を管轄している警察署に、必ず今後改正される国家公安委員会規則で定められた届出書を提出してください。
- 複数の県で許可を受け、それぞれの県に営業所を設けている方は、全国で、一番主となる営業所のある管轄警察署に届出をしてください。
(複数の県に届出は不要です。)
- この届出は、営業所が高知県内にしかない方や営業所が1つしかない方など、現在許可を受けている方、全員が対象になりますので、忘れずに行ってください。
- 届出を行っていないければ、改正法施行日をもって現在の許可は失効します。
- 詳しいことなどが知りたい場合は、下記まで連絡をしてください。

高知県警察本部生活安全企画課営業係 ☎088-826-0110

営業所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事・生活安全課